

平成 29 年 1 月 1 日より

育児・介護休業法、男女雇用機会均等法が改正されます

育児や介護と仕事が両立しやすい就業環境の整備等をさらに進めていくために、育児・介護休業法、男女雇用機会均等法が改正され平成 29 年 1 月 1 日より施行されます。

事業主の皆様におかれましては、改正法に対応した就業規則等の規定整備や、妊娠・出産、育児休業等を理由とする嫌がらせ等（いわゆるマタハラ・パタハラなど）を防止するための措置を講じる必要があります。改正法の概要は、下記のとおりです。

改正法の施行に向け、千葉労働局では、改正法に関する説明会（10月 千葉・船橋にて開催）及び個別相談会（11月、12月）を開催するほか、随時、電話、来局等によるご相談をお受けしています。

【改正概要】

- 対象家族 1 人につき、3 回を上限として、通算 93 日まで、**介護休業を分割取得**できます。
- 介護のための所定労働時間の短縮措置等を**介護休業とは別に、利用開始から 3 年の間で 2 回以上**利用できます。
- 介護が終了するまでの期間利用できる「**所定外労働の免除**」の制度が**新設**されました。
- 子の看護休暇・介護休暇が**半日単位**で取得できるようになりました。
- 有期契約労働者**の育児休業・介護休業の**取得要件が緩和**されました。
- 妊娠・出産、育児休業・介護休業等を理由とする、上司・同僚による就業環境を害する行為（いわゆるマタハラ・パタハラ）を防止するための**雇用管理上必要な措置を講じることが事業主に義務付け**られます。

改正育児・介護休業法、改正男女雇用機会均等法説明会

日時及び会場

平成 28 年 10 月 13 日（木） 千葉市文化センター 3F アートホール（千葉市中央区中央 2-5-1）

平成 28 年 10 月 20 日（木） 船橋市勤労市民センター ホール（船橋市本町 4-19-6）

★いずれの会場も、13 時開場、13 時 30 分開会（16 時閉会）です。

改正法個別相談会

日時：平成 28 年 11 月 10 日（木）、11 月 24 日（木）、12 月 19 日（月）

★いずれの日も、9 時 30 分から 16 時 30 分までの間です。

会場：千葉第 2 地方合同庁舎 1F 会議室（千葉市中央区中央 4-11-1）

説明会、個別相談会ともに事前申し込みが必要です。千葉労働局雇用環境・均等室へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

千葉労働局雇用環境・均等室 〒260-8612 千葉市中央区中央 4-11-1 千葉第 2 地方合同庁舎

電話：043-221-2307 FAX：043-221-2308